

## 平成 27 年度第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議 会議録

日時：平成 27 年 7 月 3 日（金）18:45～21:00

場所：浦和コミュニティセンター 多目的ホール

## 次 第

1. 開会
  - ・事務局挨拶
  - ・座長挨拶
  - ・本日のテーマの説明
2. 議題
  - ・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について
  - ・全体発表
3. 閉会
  - ・座長まとめ

## 配布資料

- ① 第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議 次第
- ② 第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議 会場図
- ③ 誰もが共に暮らすための市民会議の手引き
- ④ ノーマライゼーション条例の施行状況について
- ⑤ 障害者総合支援計画実施状況
- ⑥ 平成 26 年度市民会議まとめ

## 1 開 会

## 事務局挨拶

(事務局)

それでは、お時間となりましたので「平成 27 年度第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議」を始めさせていただきますと思います。本日司会を務めます、障害福祉課の小島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、福祉部次長の吉川よりご挨拶を申し上げます。

(吉川次長)

皆様、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました、福祉部次長の吉川でございます。会議の開催にあたり、私から一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日は、公私共にお忙しい中、第 3 回誰もが共に暮らすための市民会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年12月にこの市民会議を開催し、皆様には、現在、市で策定作業を進めている次期障害者総合支援計画の素案について、大変熱心なご議論をいただきました。

その後、年末年始を挟みまして、計画に関するパブリックコメントを実施いたしましたが、12月の市民会議でのご意見も合わせますと、全部で236名の方から、合わせて386件のご意見をいただきました。

3年前に実施した時には、118名の方から144件のご意見をいただきましたので、2倍以上のご意見をいただいたこととなります。この数字は市が今年度実施したパブリックコメントの中でも恐らく最も多いものでして、皆様の障害福祉施策に関するご関心の高さに改めて思いを致しているところでございます。

いただきましたご意見には、多くの市民の皆様の思いや願いが込められております。今後、私どものほうで計画の策定を進めてまいります。計画がよりよいものとなるよう、本日もご参加の皆様におかれましても、こうした市民の皆様の思いや願いを胸に、是非、本日のご議論をお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 座長挨拶

(事務局)

ありがとうございました。

ここで、会議の座長であります、立教大学教授の平野先生でございますが、少々遅れるとご連絡がございましたので、お見えになりましたらご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。

それでは、本日のテーマの説明に入る前に、今年度の市民会議の予定をご案内いたします。お手元の資料の6ページの「3. 開催日時と場所」をご覧ください。今年度も全部で3回の市民会議を予定しております。第2回は、10月30日金曜日14時から与野本町コミュニティセンター、第3回は来年2月20日土曜日14時から岩槻駅東口コミュニティセンターにおいて開催する予定となっておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

## 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について

(事務局)

それでは、本日のテーマとなります「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について」ご説明させていただきます。

資料の10ページからが本日のテーマに関する資料となります。

まず、11ページをお願いいたします。本市では、皆様ご存知のように、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、いわゆる「ノーマライゼーション条例」を施行しておりますが、「1. ノーマライゼーション条例の検討規定」にありますとおり、条例の附則には、「施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」と規定されております。

条例の施行から丸4年が経過し施行5年目となる今年度は、条例の施行状況を確認、検討し、地域における課題を再整理する非常に重要な時期でございます。本日、皆様には、条例が施行されてから日々感じていることや地域の状況、課題などを話し合っていたいただきたいと思います。

「2. 条例の制定過程」になりますが、平成21年5月に条例の制定を公約に掲げた清水市長が当選し

たことを契機に、条例づくりがスタートいたしました。まず、当時の障害者施策推進協議会に対して、市長から条例についての諮問がなされ、条例検討専門委員会やこの市民会議の前身である「条例について話し合う 100 人委員会」において様々な議論や意見交換が行われました。その後、関係団体へのヒアリング、タウンミーティング、パブリックコメントなどを経まして、12 月に市長に対して条例案の答申を行い、平成 23 年 2 月の市議会において可決され、平成 23 年 4 月の条例施行に至っております。

制定過程では、100 人委員会における熱心な議論が、条例案の検討を進める上で非常に大きな力になったことは、皆様もご存じだと思います。今年度の条例の施行状況を確認、検討する上でも市民会議にご参加の皆様の御助力をいただければと考えております。

次に条例の概要になりますが、条例は障害者権利条約に即して制定され、「合理的配慮に基づく措置」について包括的に規定したほか、障害者虐待や差別に関する相談窓口を位置付けるなど、権利擁護の仕組みを整備する条例となっております。

12 ページをお願いします。近年の国の動向としては、平成 23 年 4 月の条例施行後も様々な動きがありまして、来年 4 月には障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法が施行されることとなっております。

13 ページをご覧ください。障害者数の推移は、全体的に増加しておりまして、身体障害者手帳と療育手帳の所持者数はグラフのとおり年々増加しております。

14 ページになりますが、精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、身体障害者手帳、療育手帳以上のペースで大幅に増加しております。

15 ページをお願いします。条例の認知率については、市が毎年行っている市民意識調査の結果では、条例の意味や内容なども知っている方と制定されたことは知っているという方を合わせた割合は、平成 26 年度は 28.0%となっております。

次に 16 ページになりますが、こちらは現在の障害者総合支援計画の策定に当たって、平成 25 年 11 月に実施した障害当事者の方を対象としたアンケート調査の結果による条例の認知率です。

発達障害者の方の認知率が高くなっておりますが、これは発達障害者の当事者団体を通じてアンケートの調査票を配布したことが関係しているものと考えられます。

17 ページをご覧ください。市ではこれまで、条例の周知・理解促進に係る様々な取組を進めてきました。主なものとしては、各区の区民まつりにおける啓発グッズの配布でありますとか、Jリーグチームとタイアップした周知活動、ブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップの開催、障害者と健常者がスポーツを通じて交流を深めるユニバーサルスポーツフェスティバルの開催などです。

その他、本日皆様にも配布しておりますが、条例の簡明版冊子を毎年小学校 6 年生全員に配布し、授業等での活用についても配慮をお願いしています。

18 ページをお願いします。条例施行後の障害者差別に関する相談件数は、毎年 1 桁にとどまっています。

虐待に関する相談や通報の件数は、年々増加傾向にあり平成 26 年度は 71 件となっております。

少しページが飛びまして、21 ページをお願いします。障害者施策推進本部は市の全庁横断的な推進体制を構築すべく、市長を本部長として幹部職員で構成される組織です。

推進本部では市民会議や障害者政策委員会からの意見等を踏まえ、障害者総合支援計画に基づいた各施策を実施しています。また、市の幹部職員が障害についての理解を深めるため、研修を実施しております。

最後に 24 ページをお願いします。今後のスケジュールになります。この後、夏ごろを予定しておりますが、条例の施行状況についてのアンケートを実施し、広くご意見を募りたいと考えています。本日、発言できなかったことなどがございましたら、この機会にご意見をお寄せいただきたいと思います。その後、10月の障害者政策委員会や市民会議において、いただいたご意見についてご説明し、12月を目途に条例の施行状況に関する論点を整理したいと考えています。

その後、あくまで現時点での予定ですが、年度末の市民会議や政策委員会の場で、条例の施行状況に関する市の考え方をご説明できればと考えています。

資料の 26 ページ以降には、前期障害者総合支援計画の平成 26 年度の実施状況について、市民会議への報告を兼ねて掲載しております。また、新しい障害者総合支援計画とノーマライゼーション条例の簡明版冊子を併せて配布しておりますので、後程ご参照いただければと思います。以上がテーマの説明となります。

## 市民会議の進め方

(事務局)

それでは、これからグループ討議に入っていただきますが、話し合いの際にはルールを守って進めていただきたいと思います。

まず、話すときは、会議進行役のファシリテーターの呼びかけによって話し始めてください。また、皆が発言できるよう、1回あたりの発言は3分くらいを目安にお願いします。特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安としてください。他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞くようにしてください。話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしてください。皆が発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人皆が発言できるよう配慮してください。個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、市民会議が終わった後に、個人がわかる形で、他の人に話さないでください。会が実りあるものになるようにご協力をお願いします。

20時20分になりましたら10分休憩を挟み、20時30分からファシリテーターの方にグループでのご意見を発表していただきます。

それでは、グループでのお話し合いを始めてください。

## 2 議題

### グループ討議

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例について

【条例施行後の変化について】

- ・ 条例が出来たからと言って何も変わっていない。相談を受けて解決しようとするが、結局壁があり解決できない。何よりも、条例ができたにもかかわらず行政が協力をしてくれない。
- ・ 条例が出来たからと言って人の心が変わるものではない。人と人との間の問題は人間関係で解決するしかない。ただ、そういうものであっても、行政は味方をしてください。
- ・ 条例制定後、5年が経過したが、どれだけ効果があったかといわれるとないと思う。しかし市職員の意識は前より変わったと思う。

- ・ 条例が制定されたが、変わったという印象がない。
- ・ 条例ができたという話は障害者団体の会合でも全然出てこないもので、団体でも関心が低いのではないか。
- ・ 条例が出来て効果がないことを議論することも大切なかもしれないが、条例が出来て良かったことを考えるべきなのでは。
- ・ 条例によって生活が良くなった点、差別や虐待が解消された事例など、ポジティブなデータを紹介して市民に手本を示してほしい。
- ・ 5年で何が変わったかと聞かれると、大きくは変わっていないが、他市の条例に影響を与えられたのは誇りに思う。
- ・ 条例ができて、障害者に対する支援の視点が変わり、各機関の連携も進んできた。
- ・ まだまだ条例が政策に反映されているとはいえない。
- ・ ノーマライゼーション条例は素晴らしい内容であり、市の誇りだと思う。しかし、障害者の生活はどれだけ前進したかと問われると、周囲を見ても変わらない状況にある。
- ・ 条例はできたけど具体化、ちょっとしたことが出来ていない。特別支援学校の教室は足りていない。先生の数も足りない。バスの乗降場所がない。添乗員だけでなく、職員も乗るべき。移動支援、同行援護などの周知がされていない。
- ・ 条例ができて、身の回りで特に改善した例は聞かないが、何となく良くなったと感じる。生活に劇的な変化はないが、全国でも先駆けて条例を作成したことは良かったと思う。
- ・ 条例のお陰かわからないが、何となく周囲の面倒見が良くなったと感じる。
- ・ 市外に比べて、さいたま市は障害者の外出が目立つように感じた。それは、条例のお陰なのか……。ただ、駅構内で駅員がサポートしていても、一般市民が手助けしている所は、あまり見かけない。

#### 【条例の見直しについて】

- ・ 条例に掲載されている内容と、現実の生活に差が生じている。条例では、理想論が掲載されているが、現実の生活は居住する場の確保が難しい。条例を言葉通りに実施するには、行政リードで積極的な対策が必要。
- ・ 現状の課題を洗い出し、5年から10年の期間で解決できるような事項を条例に取り込むべきでは。
- ・ 条例の見直しに当たっては、現実の声を聞いて、当事者の皆が声をあげられるようにしていきたい。初めから諦めている人も多いので、もっと主張して良いと思う。
- ・ 税金の使い方が無駄。介護保険料や国民健康保険料が上がるのはやぶさかではないが、税の使い方、福祉のあり方をもう少し考えてほしい。また、条例を具体化するための予算を考えてほしい。
- ・ 国も、関連する法律や政策を打ち出した。国の政策とさいたま市の政策に、整合性がとれないことが生じたとしても、さいたま市は障害者の生活が向上できるように、独自の方針を貫いてほしい。さいたま市が国をリードできるように、条例を見直してほしい。
- ・ 条例前文に恥じることのない見直しを行って欲しい。資料に今後のスケジュールが掲載されているが、この期間で行えるか分からない。場合によっては、もっと時間かけて見直すことが必要。
- ・ 条例の前文、権利条約を踏まえているが、現実の平等とは乖離している。平等に暮らすためにも所得保障が必要では。

## 【周知啓発について】

- ・ パラリンピックの関係で障害者のニュース増えている。パラリンピックに合わせて、少しずつ一般の方に理解してもらえよう進めていけたらよい。インフラのタイミングに乗っていけたらよい。
- ・ 2020年のパラリンピックに関連させた周知活動ができればいいのではないかと。
- ・ 視覚障害者用の条例資料はできているが、周囲で読んだ人が少なく、日常生活の中で生かされている実感がない。条例ができ、その資料を配布するだけで終わらせてはいけない。条例を知らなくても、長い時間をかけて、条例の理念を浸透させていくことが大切。
- ・ 条例の周知がまだまだ。
- ・ 知的障害者の人が、条例についていけない印象。知的障害者の方向けの条例学習会があると良い。
- ・ 条例の講演などをやってもらっているが、難しいという声も多い。
- ・ 障害者週間などで周知をしているといっても閉じられた空間であって、家族や関係者しか見に来ない。ユニバーサルスポーツフェスティバルも人が集まらなかったと聞いているが、健常者と障害者が触れ合う機会がほしい。
- ・ 以前、条例について市報の特集に載っていたが、今後も掲載していただきたい。
- ・ S T Tに中学生を呼んで、視覚障害についてスポーツを通じて理解していただいたことがある。スポーツを通じた取組も考えられるのではないかと。
- ・ 中学校や高校の段階から知識を入れていただきたい。そうすることによって理解を助けていただきたい。発達障害や精神障害の授業をしてほしい。
- ・ 条例の周知も必要だが、条例の内容を理解して共有することが大事。市民としてできることをみんなで考えていく必要がある。(たとえば、役所の電話の保留音に替えて、条例のPRするのも良いのでは)
- ・ クリテリウムやマラソン、トリエンナーレも良いが、市民との接点も多くしていく必要がある。それが共生社会につながる。トリエンナーレは3年に1回という意味であり、あたまたに障害・・・などを冠する必要がある、ネーミングが必要。
- ・ 条例の認知率が低い。知らしめるよりも使える、活用する方法を考えるべき。そうすればここがもっと、こうしたほうが良いとかもっと出てくると思う。
- ・ 例えばある地域を条例モデル地区として広めるのはどうか。
- ・ 認知率向上のために、障害者のある人とない人の接点として、イベント等の機会の創出をしてほしい。
- ・ 障害のある人が街で暮らせるような施策を進める必要があると考える。それが条例の周知につながる。
- ・ 昨年度の調査では条例の中身まで知っている人は8%に過ぎないという結果だった。こうした機会に条例をもっと知ってもらう取組が必要ではないかと。
- ・ 条例の啓発はなかなか浸透しないので、例えば、学校で障害をテーマにしたアニメなどを取り上げた上で、条例のことを説明してはどうか。
- ・ 条例施行後のこうした検討の機会に改めて条例の周知を行ってほしい。障害福祉サービス利用者が介護保険サービスに切り替わる65歳問題が課題になっているが、条例のあるさいたま市だからこそ国の法制度に捉われない取組を行ってほしい。
- ・ まだまだ知られていないのが残念。内容も報道されずマスメディアも注目してくれないのは不思議。
- ・ 条例が浸透しないのは、マイノリティーをないがしろにする社会の雰囲気のためではないかと。
- ・ 障害があってもなくても「さいたま市民」であるのに、条例はまだまだ浸透していない。市民のムー

ブメントとして広めていきたい

- ・ 仕事上、体験上、一般の方の理解が低い。障害者への理解度が低いため、広報をもっと活用したがよい。
- ・ 条例WEBの更新が止まっている。もっと情報発信をしてほしい。
- ・ 当事者に対して周知が足りていないのではないかな。
- ・ 身内が条例のことを知っていれば発信もできるのではないかな。少しずつ広がればよい。

#### 【差別・虐待について】

- ・ 障害者差別に関する相談件数が少ない。窓口か差別の認識不足か、相談しに行くことにハードルがあるのではないかな。
- ・ 差別はされる。店で粗相した場合、他人に迷惑がかかるということに引け目を感じる。そこはヘルパーも気が付かない。日本の道徳観によって窓口が上がってこないのではないかな。
- ・ 差別だとあらためて訴える人は少ない。雑談の中でそれは差別では？と感じることが多い。本人も気づいていない場合がある。
- ・ 差別・虐待の件数が増えているが、条例ができたことによって、意識・認識が変わったため。それでも地域に埋もれている事案がたくさんあるはずなので、それに対応する取組が課題。
- ・ 障害者施設で働いているが、障害者年金だけの方が、アパートを借りようとしたとき、障害者というだけで断られた。その人がどういう人かも見ないで、障害者というだけで、オーナーさんは、会ってもくれない。現実として、差別がある。
- ・ 精神障害者は家の中に閉じこもっているためか虐待の話をあまり聞かない。
- ・ 障害者生活支援センターで主に精神障害の相談を受けている。虐待の件数は増えているものの、差別についてはそもそも差別を受けているという認識がない。こうした声にならない声を伝えていくことが大切だと思う。
- ・ 1人暮らしをしたいが、家を借りられない。審査の結果として断られるが、障害を理由に断られているように感じられる。条例が地域で安心して暮らせる強みになってほしい。
- ・ 障害者差別に罰則規定は設けられないかな。

#### 【条例簡明版冊子について】

- ・ 条例についての小冊子を小学校6年生で配布しているというが時期が遅すぎる。母子手帳を交付する際に冊子を渡してほしい。子供がもっと小さいときに配布した方が効果的。
- ・ 小冊子の使われ方を確認して、有効な使い方を。
- ・ 条例を子供や当事者に理解を深めるために、紙芝居や漫画を作ってみては。今ある小冊子でも難しすぎる。(合理的配慮とかは当事者も理解できていないことが多い。)
- ・ 条例の資料を配布されても、読む人は少ない。小6では、条例簡明版を使用してどのような授業を行っているのか。モデルがあれば紹介して欲しい。音声資料や簡明版など、障害者用の資料はいくつか作成されているが、用意されている資料では理解できない障害者もいる。障害特性に応じた資料を作成する必要がある。
- ・ 簡明版資料を読んでも、条例を理解するのは難しい。小学生の授業に用いるなら、児童に関心を示してもらえよう、教材に工夫が必要。(絵本、アニメ等)

- ・ 条例については、認知度が低い。小学生に配っているというが、どう活用しているのかが気になる。
- ・ 簡明版で条文が紹介されているが、現場の声を載せるようにしていただいた方が効果があるのではないか。
- ・ 精神の症状が出てきたときに、友人も学校の先生も理解できないということがあったので、そうした知識を得る機会には必要ではないか。
- ・ 条例の簡明版冊子はただ小学生に配布して終わりになっているのではないか。
- ・ 条例のパンフレットは、学校でただ配るだけではだめなのではないか。条例の認知率は変わっていない。

#### 【障害者福祉施設について】

- ・ 障害者施設を作る際、土地探しから困難。うるさいなどと心無い言葉もかけられる。まだまだ障害者理解が地域でされていない。
- ・ 条例に明記されているにも関わらず、入居施設が少ない。ようやく就労できても、住む場所がなくなれば、働くことの支障になる。
- ・ 条例制定後に、グループホーム建設反対が起き、交通量の少ない別の場所に移転を勧められた。障害者権利条約や条例では、居住の自由は保障されている。住民はもちろん、民生委員も反対活動に署名。条例の理念を、どうやって市民に広めるか課題。
- ・ 条例 24 条では、居住の確保が明記されているのに、未だ生活の場が不足してしまうのなら、「絵に描いた餅」である。
- ・ 施設職員が育つような余裕のある現場づくりが必要。ノーマライゼーション条例がきっかけとなれば良い。
- ・ 施設職員は、加害者にもなるが、被害者にもなりうる立場。職員が利用者から暴力を受け、出勤できなくなってしまった職員もいる。ノーマライゼーション条例で、利用者と職員双方にとって良い方針づくりをお願いしたい。
- ・ 知的障害者のグループホーム整備は、周辺住民の垣根が高い。どんなに説明してもうまくいかず、迷惑施設といった感じ。障害者と接点がないから、よく知らず、その結果不安になっていると考えられる。
- ・ 障害福祉施設の整備は、助成等の市の後押しがあると良いのではないか。
- ・ グループホームの整備について、小学校・中学校の空き教室など、公共の空いている施設を活用すべき。
- ・ 成人した知的障害の娘がおり、グループホームに入って自立してほしいと願っているが、初めから赤字になることがわかっているため、整備が進んでいない。
- ・ 知的障害者の息子がいるが、緊急入所の場合には、施設のリストを片っ端からあたって何とか入所させている状態なので、きちんと整備を進めてほしい。横浜市や川崎市など他の指定都市では独自の補助金で整備を進めていると聞いている。
- ・ 共同生活援助の施設数について具体的な数値目標を設定してほしい。また、その目標達成のために行政の協力を。

#### 【市民会議について】



- ・ 市民会議があるのは素晴らしい。定例化し意見を言える場ができた。
- ・ 市民会議を継続して、そこに当事者として参画していくことに意味がある。
- ・ 市民会議で事例を集積できる場は素晴らしい、誇れること。これからは、自治会など地域の間へ広げ、共有できるものにしてほしい。
- ・ 昨年度から何度も市に要望しているが、資料が事前に送付してもらえない。当日いきなり聞かれても答えられない。
- ・ 視覚障害のため、資料〇ページをご覧くださいと言われてもわからない。事前に資料を読み込んでないとわからないため、配慮してほしい。
- ・ 市民会議の意見がどれだけ施策の充実につながっていくのか見えない。
- ・ 会議自体に力がなくやる気がない。一体何をしたいのかピンとこない。昨年度もそうだった。
- ・ 自覚がない職員がいるので、市民会議の場に、施設職員を呼んだ方がよい。
- ・ スケジュールの都合があるかもしれないが、市民会議の後に市民の意見を反映した障害者政策委員会を開いてほしい。
- ・ 市民会議が続いていることを評価したいが、地域内のコミュニケーションが足りていない。いろいろな分野でこのような機会を設けるべき。

#### 【情報保障について】

- ・ 手話通訳をしているが、聴覚障害者も高齢化している。みんなにとって「わからないのか」ってこともわからない。聴覚障害者は情報が少ない。伝えることも難しい。
- ・ 聴覚障害者の特性を理解し、個々を理解してほしい。高齢者は学校にも通っていない方が多い。情報が入らない。言葉も入らない。相談員にもなかなか伝わらない。聴覚障害者にとって、条例ができて、変わってない。聴覚障害者の中には、ノーマライゼーションについて理解できてない方が沢山いる。社会の中で、聴覚障害者を知っていただきたい。
- ・ 災害の時情報がほしい。日本語がわからない方もいるので、そんな方には、手話が一番良い。自治会の方にちょっとした手話を覚えてもらったりして、何かあった時に教えていただきたい。
- ・ 視覚障害者は情報取得が困難である。人間は70%視覚から情報を取得していることから、会議では資料がないとわからず、視覚障害者はしゃべれなくなる。したがって視覚障害者への情報提供の充実を求める。中途の視覚障害者は点字を読めないため、聞き取りやすい形のテキストファイルを作成すべき。エクセルなどの表があると読みづらいため、表やグラフを避けること。公的な文書にはDAISYを義務付けるべき。
- ・ 聴覚障害者にとって、手話は不可欠である。ノーマライゼーション条例では手話が言語として位置付けられていないため、ノーマライゼーション条例と別に手話に特化した「手話言語条例」をつくるべき。埼玉県内でも検討会が立ち上がった自治体がある。
- ・ 難聴者の団体に所属しているが、難聴者の中には手話ができない人もいるので、筆談などの方法による情報保障にも取り組んでほしい。日常生活の様々な場面で、健常者や通訳者の同伴を求められることが多い。

#### 【地域での繋がりについて】

- ・ 民生委員として、地域のどこに障害者が住んでいるのか知っておきたい。声を上げていただきたい。

- ・ 民生委員は障害者を把握していると思っていた。
- ・ 民生委員の理解もまちまち。障害者である自分の家に、「訪問したからTELください」とのメモがあった。聴覚障害者だと理解していなかったのではないかな。
- ・ 地域の集まりなど、公民館へ行けば…など、そういう場に行くことが少ないが、そういう場に行くことも大切であると思った。
- ・ 障害者の名簿を高齢者の名簿と一緒にしてもらえれば、動ける。高齢者より少ない障害者の数を把握できないのが、もどかしい。
- ・ コミュニティの場所が欲しい。理解してくださる方がいれば、自然でいられる場所・相談できる方がいる場所が欲しい。
- ・ 民生委員をしているが、地域で暮らす障害者について、なかなか見えない。障害者に目を向けるため、勉強をしている。民生委員の中では、ノーマライゼーションについて認知度が低い。また、民生委員は、要介護者名簿でしか、障害者を把握できない。
- ・ 人の出入りが激しい区の場合、助け合いの意識が低く、高齢者、精神、軽度の知的の方、引きこもりなど親が高齢化した時、困難を抱えた時に人とのつながりがない。そうした人とのつながりやニーズに手が届くような条例になるとよい。
- ・ 今でも、家族の中で、障害者を隠そうとしている方もいる。障害者の方から、知らせないとだめだと思う。障害者だけでなく、一般の方も含め、みんなに知らせる。「市民の集い」など参加を募り、新しい考え、アイデアを出してもらった方がよい。

#### 【合理的配慮について】

- ・ 全国の見本となる見直しが必要。合理的配慮をどのように扱うのか。あらゆる分野での検討が必要。
- ・ 合理的配慮は、イメージとして健常者が障害者に対して、何かを提供するような上から目線として捉えがちである。本来は、日常生活を送る上での障壁を調整する意味である。「やってあげる」ではなく、思いやりや些細な工夫が市民には分かりにくい。合理的配慮の資料が必要。
- ・ 障害当事者団体が、条例周知や合理的配慮の資料作成に関わり、当事者の目線から分かりやすい資料を作成した方がよい。
- ・ 合理的配慮のことばが独り歩きしている。意味をもう一度考える必要がある。
- ・ 合理的配慮をどう担保していくのが重要。条例の簡明版冊子は費用対効果を考慮し、市長部局と教育委員会が連携してやっていく必要がある。

#### 【医療について】

- ・ 家族同士の連携がないと医療とつながらない。家庭では医療につながることに自体に偏見があり難しいので、医療側からの働きかけもほしい。
- ・ 医療側について、精神科でないと外科や内科で入院ができない。緊急を要する場合など非常に問題。
- ・ 18歳を境に小児医療センターを受診できなくなり、医療機関を変えなくてはならなくなる。障害者を理由に断られることが多く、医療機関を探すのが大変である。

#### 【就労について】

- ・ 障害者雇用率など数値的に上がっているものもある。

- ・ 条例が浸透して、知的障害者の正規雇用が増えればよい。

#### 【特別支援学校・学級について】

- ・ 障害者と付き合う機会がない。特別支援学校が増えているが、障害者が別の学校に行くことが多くなっているのではないか。今は、昔と違い障害を隠すことはないが、社会が受け入れているというわけではない。学校も遠くなり、そのあとは放課後児童デイサービスに行くということになり、逆に人目につかなくなっているのではないか。
- ・ 特別支援学級の設置場所に偏りがある。昔は障害の有無に関わらず地元の小学校へ通った。障害者と健常者と一緒に過ごすことが大事。誰もが障害者の親になる可能性がある。共に過ごして来なかった60～70代の障害者に対する偏見はひどいものである。

#### 【障害福祉サービスの充実について】

- ・ 一昨年、タクシー利用料金助成事業の対象要件として所得制限が導入された。移動の権利が後退している。
- ・ 全身の介助が必要な方について、入院した際に介助人（ヘルパー）がもっと入れるような環境があるとよい。
- ・ デイサービスを見ていると、高齢の方が会うたびにもう死にたいと言っている。こういう人の発見、努力がされていない。サービスについては、来たときだけの支援になっている。

#### 【その他について】

- ・ 障害者総合支援計画は立派であり、その通りに実行できれば良い。ただ、声の大きい団体や人の声が採用されているような印象を受けた。バランスのとれた計画に是正するのが良い。
- ・ 制度が整備されつつあるが、それに反比例して一般の人との関わりが少なくなっている印象。
- ・ デイサービスも充実したが、親の手からも離れてきており、子供がシステムによって運ばれているような気がする。行政にすべてお任せするというのには違和感がある。
- ・ 地域で共に暮らすための社会資源がない。
- ・ 市職員向けの研修に当事者も参加した方がよい。
- ・ 他市には条例についての講演で呼ばれることがあるが、本市では呼ばれることがない。
- ・ 交通機関について、ユニバーサルデザインを推進すべき。エレベーターだとどこにボタンがあるかわからない。
- ・ 平成28年に障害者差別解消法が施行されるが、医療費や交通費における精神障害と身体障害・知的障害の格差を平等にすべき。
- ・ 他市の例を学び、どのようにアプローチしていけばよいか。支援に結び付けることが出来ればよい。
- ・ 統一地方選で県や市に掛け合ったができなかったことがある。条例でできることとできないことがあるという認識を持つべき。その中でできることを増やしてほしい。

#### その他について

##### 【ライフステージを通じた切れ目のない支援について】

- ・ 支援が途中で途切れないように、ライフステージを通じた切れ目のない支援は重要。

- ・ 親亡き後は切実。親亡き後は、兄弟姉妹が支援しているケースが多い。
- ・ 親にとって、自分達が亡くなった後のわが子の生活不安は無くならない。さらに、兄弟姉妹のいない障害者が高齢の親をどのように介護していくか課題が残る。
- ・ 障害当事者の親が高齢化した時の対策を強化した方がよい。親を介護したい気持ちはあっても、障害者にとって現状のヘルパーだけでは不十分。
- ・ 親亡き後について、障害者は親が面倒を見るものという風潮がある。この考え方を変える必要がある。一人の人間と見るべき。例えば、一人暮らししたければ、一人でも生きていけるような仕組みづくりを。
- ・ 親亡き後の支援について、ケアホームを勧められるが、補助金が安すぎて手を挙げる施設が少なく、不足している。

#### 【障害者福祉施設での差別・虐待について】

- ・ 南区の障害者施設で虐待が起きたが、保育所に対して実施しているような抜き打ちの調査を障害者施設に対しても行うべきと考える。
- ・ 障害者施設に対して監査を行う行政職員に適切な判断能力があるか疑問である。行政職員に対してもロールプレイなどの研修を行ってほしい。
- ・ 施設職員も、虐待がしたくて働いているわけではない。運営が厳しい中で、余裕がなくなり、このようなことが起こってしまうのではないか。閉鎖的な空間ではなく、開かれた空間にすべき。
- ・ 施設の職員は人手が足りないので余裕がない。今後は在宅で支援ができる体制づくりを模索すべき。
- ・ 虐待防止は、支援をする人たちの自覚が必要。意識を変えていくことが必要である。
- ・ 虐待に当たるかわからないが、1日のトイレに行った回数を書かせる施設がある。
- ・ 福祉施設について、第三者が監視できる機関があれば良いのではないか。
- ・ TVでの虐待の件はショックと憤りを覚えた。知的障害者の中には抵抗ができない人もいる。福祉の現場に対する不信感につながる。
- ・ 施設の閉鎖性が、虐待が起こる原因の一つである。

#### 【防災対策について】

- ・ 災害時要援護者名簿を活用してほしい。
- ・ 避難所で知的障害者は暮らせない。今の避難所の体制では車で生活することになるのでは。もっと配慮してほしい。

#### 【市職員への研修について】

- ・ 市職員の障害者理解促進研修の受講者をもっと増やして欲しい。職員がまず理解することが必要である。
- ・ 研修も障害者当事者も参加した形で受講するといいいのではないか。障害者と共に暮らすということがより実感できるのでは。

#### 【教育について】

- ・ 特別支援学級は増えているが、遠いため通えずにいる子供も多い。もっと身近に支援学級を設けてほ

しい。

- ・市内には知的障害者の特別支援学校がないので一刻も早く作るべきである。
- ・統合教育が素晴らしいというが、単に健常者の中に入れてほしいというものではない。必要な支援がなされていない。
- ・学校でなされている「夏のボランティア」で小学生・中学生に福祉の現場を体験できる場を増やしてほしい。
- ・市民会議に若い方が参加していない。学びの場が広がれば、自然に広がる。学校へのアピールが大切。

#### 【障害福祉サービスの充実について】

- ・ロングショート（ショートステイを連続で使う）でつないでいる人もいる。安心して暮らせる場を。
- ・当事者（精神障害がある方）が一番不安になる、深夜、土日祝日等に相談できる体制が現在確立されていない。人的支援をしっかりと欲しい。
- ・移動支援を使って、どれだけの人が外出できるのかと言えば、現実には厳しい。移動支援の事業所探しだけでも大変であり、せっかく支援手段があっても使いこなせない。

#### 【就労について】

- ・働き先を見つけるのは、健常者であっても大変なこと。障害者を積極的に雇用する取組が必要。障害があってもできる仕事はある。特性に応じた職場を開拓してほしい。
- ・地域を活性化することにより、障害者雇用を促進することもできる。

#### 【医療について】

- ・聴覚障害者が病院にかかる際には、インターネットでその時間に診てくれる医療機関を探し、その医療機関からの連絡を待って病院に行くことになるので、非常に時間がかかる。その上、付き添いの同伴を求められ、プライバシーの問題に配慮がなされていない。
- ・病院では看護師などのスタッフがみんなマスクをしているため、口の動きがわからなくて困る。医者から難しい病名を告げられても理解できないので、簡単に説明してほしい。
- ・埼玉県は病院が少なく、サービスも良くない。特に大きな病院だと配慮がない。医療機関従事者は病気を診る技術だけでなく、障害についての理解を深める研修を受けてほしい。
- ・精神障害者は精神科病院・診療所以外で病気の時に他の病院にかかろうとすると拒否されることがあるので、対応できる病院を増やしてほしい。
- ・知的障害の息子が白内障の手術をした際に、院内でのヘルパーの付き添いを頼めないか区役所の支援課に相談したところ、ダメと言われてしまった。

#### 【その他について】

- ・誰かのサポートがあれば、生活保護に頼ることなく自立した生活を送れる障害者もいる。働く意欲や生きていく姿勢を保持するために、必要な手段を講じてほしい。
- ・障害者が、自立して生活しやすい環境を整備することが必要。年金を貰って、最後は生活保護になってしまう不安がある。住まいの確保は重要。
- ・生活保護が年々引き下げられている。国中が差別している。国に対して要望していきたい。

- ・能力はあっても、排せつが自立していないと就職ができないのが現状である。働きたくても働けない障害者がたくさんいる今の状況をなんとかしてほしい。
- ・一人暮らしできる訓練所ができれば良い。
- ・電動車いすなどの給付は等級で一律に判断するのではなく、必要な人に支給できるようにしてほしい。
- ・中途障害の場合、病休等の期限が来てしまうと今までしていた仕事を辞めなくてはならなくなる。しかし失業して収入がなくなっても住宅ローンは待ってくれない。住宅ローンが免除されるのは、高度な障害を負った場合だけである。「サービス」より「支援」をしてほしい
- ・障害者でも納税している人はたくさんいる。市の制度が非課税者対象に狭められると、納税していることが悪いことのように思える。課税している障害者にも支援が必要では。
- ・障害を持つとほんの少しの段差すら不便。外国製の車いすを使っているがスロープの幅が狭いことにより通れないことがある。何を標準のスケールとしているのか不明である。
- ・障害者が大変な思いをしていることが、わかる。それぞれ生きづらいことも。
- ・障害者に接して、全体的に無関心である。障害者もアピールが少ない。冊子は立派なものではなくてよい。当たり前にノーマライゼーションのハードルが低くなればよい。障害者をサポートしたいが、どうすればよいかわからない。

### 3 閉会

#### 座長まとめ

(事務局)

ファシリテーターの皆様、ありがとうございました。

最後にまとめとしまして、座長の平野先生からお話をいただきたいと思います。平野先生お願いいたします。

(平野座長)

座長の立教大学の平野でございます。前もってお伝えさせていただきたいんですけども、9時までに終わらせてくださいと事務局から言われておりまして、実は9時30分でエレベーターが止まってしまうということで、そうすると車椅子の方が外へ出られなくなってしまいますので、確実に終わらせられるよう手短めにいきたいと思っております。

本日の市民会議には、約70名の方に参加していただきまして、スタッフを数えると80名を超す人達で実施することができました。大変雨で足元が危うい中、本当にありがとうございます。事務局から聞きましたが、おそらく天気の影響もあると思うんですが、ドタキャンが今回は多かったということで、そんな中でも大変熱心なご議論をしていただきまして本当にありがとうございます。

さて、私の方から一言伝えておきたいんですが、今日配られた資料の12ページにこの10年間の障害者の施策が載せられているんです。ここを見ますと、この10年間に13本の法律ができています。10年間に13本ですから1年に1本なんてペースではないわけですね。この13本の中に本市の条例を含めると14項目になるわけですが、この14項目の中で条例がどこになるかというと、5番目なんです。つまり、3分の1の位置にあるわけです。14分の5、つまり上の方にあるわけなんです。ですから振り返ってまいりますと、ノーマライゼーション条例ができた時には、障害者の虐待防止法もありませんでしたし、差別解消法も当然ありませんよね。ですから、このさいたま市の条例を作る時に、

虐待を防止する法律もなかった。権利を保障する法律もなかったんです。だからあの時点では、この条例しかなかったわけです。障害者の虐待も、障害者の権利擁護も、差別の禁止も、それらを謳ったものというのはこれしかなかったわけです。だから皆さんも期待して、これを作ろうとして、条例を作ったわけです。その後に虐待や差別についての防止法ができたという順番だったんです。そういった意味では、この条例が本当に先駆的だったということがいえると思います。

ただ、その後にいろいろな法律ができてきたので、逆に言えば条例の効果が見えづらくなってしまったのも事実なんです。先ほど虐待の例を挙げましたけれども、虐待防止についてのものがこの条例しかない時はこれをもって虐待防止していくとなりましたけれども、その後に虐待防止法ができましたから、そうすると虐待防止法の効果なのか、条例の効果なのか見えなくなるわけですね。

ただはっきりわかるのは、この10年間の流れを見れば私達を作ったこの条例に沿って国の法律ができてきたんです。つまりどういうことかといえば、この条例は間違っていなかったということなんです。つまりこの条例に盛り込んだ内容が国の法律や制度になっていった。ですから方向性を見る限りでは、私たちが作ったこの流れに沿っていろんな制度や法律ができてきたんです。ただそれだけに、逆に見えなくなってしまった。ちょうど東京タワーの周りにたくさんビルが建ってしまったせいで東京タワーが見えなくなってしまう現象と同じようなことが起きてしまっているわけです。でも確実に言えるのは、方向性は間違っていなかったということだと思います。国が証明してくれたわけです。さいたま市が打ち出した方向性に沿って国が法律を作ってくれましたので方向性は間違っていなかったと確信を持って言えると思うんです。

そして、もう一つこの間、皆様方の発言にもあったんですけれども、理想と現実のギャップが広がっているのではないかと。良い方向性で理想は掲げたんだけど、現実とのギャップが大きくなってしまっている。まず一つは、知られていない。それから掲げた理念と現実が合っていない。これは今の国も同じなんです。地域生活に移行しよう。でも本当に地域に移行するときに必要な社会資源は整っていない。それから利用者本位というけれど、本当に利用者の意思に基づいているのという現実はそうとは限らないわけです。やはりこのように考えると、私たちが今考えなければならないのは、もう一度この理想と現実のギャップを埋めるということだと思います。その時皆様方が思うのは、やはりもう一度現実から考えていきましょうよということですよ。思い起こせばこの条例を作る時も、まず差別事例を集めましたよね。困った事例を集めましょう。つまり、現実からスタートしてこの条例ができあがったわけですよ。今、理想と現実のギャップが生まれてしまっているわけなので、もう一度現実から考える必要があるわけなんです。

皆様方の実際の需要、家族の需要、ここから作っていく必要があるわけなんです。このことが皆様方の意見の共通しているところだというふうに考えております。

そしてどう進めるのかというところで共通しているのが、一つはもう一度市民の力や、障害者の力、つまり市民や障害者が参加していくということをもう一度ちゃんと考えるべきではないかと。上からポンと決めるのではなくて、もう一度みんなで考えていこうじゃないかと。そういった意味では、皆様方の意見にもありましたが、今回の見直しを機会にしてもう一度一緒に考えましょうと。一緒に考えて作っていきましょうと、そういうふうにやっていきたいということが皆様方の共通の議論であったと思っております。

そういった意味では、この5年間、自信を持って言えることは方向性は間違っていなかった。例えば、私たちがベースが全くない中で作った条例がその後法律や制度に繋がったということですから、その方

向性そのものはきっと自信を持って良いと思うんです。じゃあそれをもう一度現実に噛み合わせて作っていく、それをもう一度市民参加でやっていくと、当事者参加でやっていくと、先ほど考えてみれば実はやっていたんです。5年前に条例を作った時は、市民の各区の集まりの時に、障害福祉課の方で今条例を作っていますというティッシュペーパーを作って呼びかけていましたが、障害当事者の方が区民祭りでティッシュペーパーをたくさん配ったんです。それからアルディージャの試合の時には、ろう学校の生徒さんたちがプラカードを持って歩いたりだとか、本当に障害を持った人たちが全面に出てやっていたと、良く考えてみればやっていたんですよね。それはやはり5年間の中で薄れてきたと、なのでもう一度原点にというわけではないですが、同じルーツ、そしてそのことが共生、一緒に生きるということを作っていくと、ノーマライゼーションは与えられるものではなくて、自分たちで作っていくものだというのをもう一度皆さんと確認していければと思います。そういった意味では、先ほど斎藤さんが、キックオフの集まりとなったと言っておりましたが、ここから皆様と一緒にスタートしていくとそういうものにしていけたらなと考えております。

本日は、大変お忙しい中ファシリテーターの皆様方には大変実りある議論を作っていただきました。それからスタッフの皆様方も本当にお疲れ様でした。そして最後に、いろいろな議論をしていただいた、今日は新しい方もいらっしゃいましたけれども、障害者の方も含めこれほどの方が真剣に障害者施策のことについて考える機会があるということこれこそが素晴らしいことであり、皆様と一緒に大切にしていきたいというふうに思っております。本日は本当にありがとうございました。そしてこれから1年間皆様方と一緒に議論し、そしてもっと2倍3倍に大きくなるように頑張っていこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。どうも今日は1日ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

最後に、事務局より注意事項の連絡をさせていただきます。この建物のエレベーターは、21時30分までの運行となっておりますのでご注意ください。それまでにご退出いただきますよう皆様の御協力をお願いします。

また、障害者手帳をお持ちの方は、駐車料金の割引が受けられますので、エレベーター前の事務室までお申し出ください。

それでは以上をもちまして、第1回誰もが共に暮らすための市民会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上